

平成30年 9 月 26 日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

総務委員会

委員長 渡 辺 一 美

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 発言の訂正について
- 2 調査の経過 9 月 26 日に委員会を開催し、議案第 87 号 魚沼市税条例等の一部改正についてに係る執行部の説明の訂正申し入れについて協議し、申し入れのとおり訂正を認めることとした。

総務委員会会議録

1 調査事件

(1) 発言の訂正について

2 日 時 平成 30 年 9 月 26 日 午後 4 時 35 分

3 場 所 広神庁舎 301 会議室

4 出席委員 大桃 聡、佐藤敏雄、大平栄治、渡辺一美、高野甲子雄、大屋角政、
遠藤徳一、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、山内税務課長

8 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

9 経 過

開 会 (16 : 35)

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。今回の委員会は、前回 9 月 18 日に開催した当委員会での執行部の説明に誤りがあり、申し入れにより委員長において発言訂正で可能か内容を確認したところ、修正内容が広範でありました。修正前の内容でも説明がつくような内容となっておりましたけれども、皆さんにきちんと説明いたしたく、本日、参集いただきました。よって委員長において発言訂正をするのではなく、委員皆様から訂正後の内容を確認していただき、本修正内容で確認がなされれば、前回の採決結果のとおりとさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

(1) 発言の訂正について

渡辺委員長 日程第 1、発言の訂正についてを議題とします。配布資料がありますので執行部から説明願います。

佐藤市長 担当課長のほうから説明させます。

山内税務課長 決算審査特別委員会後、大変貴重なお時間をいただきまして、私の不手際について、お集まりいただきましてありがとうございます。きょうは皆さんにお詫びと訂正の内容についてご説明をさせていただきたいと思います。最初に、9 月 18 日に開催され

ました総務委員会におきまして、議案第 87 号 魚沼市税条例等の一部改正についての審議中、大屋委員からの質疑に対する私の答弁におきまして、不適切な用語を用いて説明したため、誤解を招く答弁であることが確認されましたので、本委員会で訂正させていただきたいと思います。私の勉強不足により、委員の皆様多大な御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、回答にはより一層の慎重さを期したいと考えております。

次に、訂正の趣旨でございますが、提出しました条例の改正案の訂正ではございません。答弁内容の大筋の部分の変更はございませんが、答弁の中で誤解を招く恐れがある部分について適切な用語、数値、及び言い回しを訂正させていただくものでございます。

それでは訂正箇所について説明させていただきます。本日、配付されております総務委員会資料をご覧くださいと思います。左側に正しい内容、右側に 9 月 18 日の総務委員会で大屋委員の質問、それに対する私の答弁が書かれております。今回訂正させていただくところは、大屋委員の 2 回目の質問のところでございました。対照で説明させていただきます。まず、大屋委員からの「環境性能割とか環境性能という言葉が出てきているんですが、この環境性能というのは、どういったことをいうのかお願いします。」という質問に対しまして、私のほうが右側に書いてあるとお答えまして、不適切な用語のところについてアンダーラインを引いてございます。左側のところに同じくアンダーラインを引いて、訂正した箇所を載せさせていただきました。右側のほうを見ていただきますと「免除とか減免についてを、言葉を環境性能割に置き換えた」というあいまいな表現でしたので、ここについては「税の負担を環境性能割という言葉に置き換えた」と直させていただきます。2 番目の箇所でございますが、「免除にするのか、減免にするのかという範囲」という表現でございましたが、ここについては、より明確にするために「性能に応じて課税するのかという大枠」という表現にさせていただきます。3 番目でございますが、「免除の対象」というところにアンダーラインが引いてございますが、これは免除ではなく、正確には「非課税の対象」でございます。非課税の対象と直させていただきます。4 番目はその下の行ですが、同じく「免除の対象」を「非課税の対象」と直させていただきます。続きまして 5 番目でございますが、ここが数値の誤りでございました。私が答弁書等、事前の用意をしないで、自分の記憶の中で説明をさせていただきましたので、そのところで数字の取り違えがございましたので、「3 %の減免」というのは「1 %の課税」でございました。その次「もっと悪いのは 1 %」とありますが、「もっと悪いのは 3 %」でございます。それから 7 番目の箇所でございますが、「軽自動車につきましては免除」という表現を使っておりますが、ここはより正確性を期すために「自家用の軽自動車につきましては非課税」という表現に変えさせていただきます。次の 8 カ所目については「3 %」、これも数値の誤りでございまして、これも「1 %」に直させていただきます。9 番目の箇所でございますが、「減免の割合」、これは「課税の割合」でございました。最後に「減免」とありますのは、これが「課税」でございました。以上 10 カ所の訂正になりますが、訂正した後を通して読ませていただきます。

大屋委員の質疑「環境性能割とか環境性能という言葉が出てきているんですが、この環境性能というのは、どういったことをいうのかお願いします。」続いて私の答弁でござい

ます。「環境性能割というのは、平たく解せば、燃費のいい車については、今までの自動車取得税にかわる、税の負担を環境性能割という言葉に置き換えたというのが大きな改正であります。名称が変わったということです。中身については非課税にするのか、性能に応じて課税するのかという大枠については変わっておりません。非課税の対象になる車種については、ハイブリッド車、電気自動車という燃費のいい車については非課税の対象になります。それと平成 32 年度の排ガス規制プラスアルファというのがございますが、そのプラスアルファに応じまして性能のいい車は 1 % の課税、それより悪いのは 2 %、もっと悪いのは 3 % ということになっておりますが、自家用の軽自動車につきましては非課税か、1 % か、2 % の 3 段階で環境性能割が決まっております。それにつきましては、新旧対照表の 20 ページ、21 ページをご覧ください。20 ページの第 14 条の 6 第 1 項で営業用の 3 輪以上の軽自動車、2 項で自家用の 3 輪以上の軽自動車と明記されておまして、ここに課税の割合が載っておりますが、今現在も軽自動車につきましては 2 % までは課税しておりますので、新しく一部改正されてもこの割合については同じで推移しております。」以上のように変更させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

渡辺委員長　それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）ここで、しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（16：45）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（16：47）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。ただいまの説明のとおり、税務課長の発言を訂正することについて、ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。そのように決定させていただきました。本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉　　会（16：48）